

学校法人玉川学園役員等の報酬等に関する規程

制定 令和2年4月1日

(目的)

第1条 ここ規程は、学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第38条に基づき、役員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
- (4) 役員報酬とは、報酬、期末手当、退任慰労金、特別功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、本法人の給与規程及び退職慰労金規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費・宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 役員には、次のとおり役員報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬、期末手当及び退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員に対しては、報酬、退任慰労金を支給する。

(報酬額)

第4条 常勤役員に対する報酬月額とは別表第1のとおりとし、常任会の議を経て理事長が決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬月額は別表第2のとおりとし、常任会の議を経て理事長が決定する。
- 3 新たに役員となった者は、その月から報酬を支給する。
- 4 役員が退任し、又は解任された場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(期末手当)

第5条 常勤役員の期末手当は、前条の報酬月額を試算基礎額として、本法人の給与規程別表4「期末手当支給基準表」を準用し、年2回（6月・12月）支給する。ただし、支給日に現に在籍していない者については支給しない。

(退任慰労金)

第6条 役員が退任する場合は、役員退任慰労金を支給する。

- 2 役員の退任慰労金の支給額は、退任日における当該役員の報酬月額に在任期間を次の各号に区分して、その割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1年以上5年未満（1期以内） 報酬月額×在任年数×125/100

- (2) 5年以上10年未満(2期以内) 報酬月額×在任年数×150/100
- (3) 10年以上15年未満(3期以内) 報酬月額×在任年数×175/100
- (4) 15年以上(4期以上) 報酬月額×在任年数×200/100

3 在任年数の計算は、役員就任から退任までの年数とし、在任1年未満の端数月は1年として計算する。

(遺族支給)

第7条 役員の死亡による退任の場合は、その者と生計を共にし、かつ、その者から扶養を受けていた遺族を優先して、次に定める順位に従って退任慰労金を支給する。

- (1) 死亡当時の配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)
- (2) 子
- (3) 父母(養父母優先)
- (4) 孫及び祖父母

2 前項により退任慰労金を受ける資格のある者がいないときは、前項の趣旨に準じて適当と認める者に対して支給することができる。

3 前2項の規定により退任慰労金の支給を受ける者は、戸籍謄本その他本法人が必要と認める書類を提出しなければならない。

(報酬等の支払い方法)

第8条 報酬は、本法人の給与規程第3条を準用し支給する。

- 2 退任慰労金は、役員退任日に支給する。
- 3 報酬等は、法令に基づき控除すべき金額を控除して支払うものとする。
- 4 報酬等は、通貨により本人に支払う。ただし、本人の同意があれば本人の指定する本人名義の預貯金口座に振り込むことができる。

(特別功労金)

第9条 在任中の功績が顕著であったと認められる非常勤の役員及び評議員に対しては、特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金の支給額については、上限を1000万円として再任数を勘案し、常任会の議を経て理事長が決定する。

(費用)

第10条 役員及び評議員がその職務執行のために要した旅費その他の費用は、本法人の旅費規程及び海外旅費規程を準用する。

(公表)

第11条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(事務主管)

第12条 この規程に係る事務主管は、人事部とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 令和2年1月31日の理事会において議決したこの規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「学校法人玉川学園役員等報酬細則」(平成17年4月1日制定)は廃止する。

別表第1 常勤役員の報酬月額 (単位：円)

理 事 長	750,000～2,100,000
常 務 理 事	375,000～1,050,000
理 事	250,000～700,000
監 事	200,000～500,000

別表第2 非常勤役員の報酬月額 (単位：円)

理 事	150,000～200,000
監 事	100,000～150,000